

(11) 海底送水管調

市町村名	水道名	布設場所	導水・送水 配水の別	管種	管径 (mm)
長崎市	長崎上水道	大村市森園郷～多良見町佐瀬郷	導水	鋼管	450
長崎市 (旧伊王島町)	長崎上水道	香焼～伊王島	送水	鋼管	250
長崎市 (旧高島町)	高島簡易水道	蚊焼町岳路～高島町二子	送水	ポリエチレン管	200
				ステンレス鋼管	200
長崎市 (旧外海町)	神浦簡易水道	神浦～池島	送水	鋼帯がい装ポリエチレン管	150
長崎市 (旧琴海町)	琴海上水道	手崎～鶴瀬島	送水	鋼帯補強ポリエチレン	50
		鶴瀬島～小口	送水	〃	50
佐世保市	佐世保市上水道	相浦～浅子	送水	補強ポリエチレン管	100
		浅子～高島	送水	〃	75
		江上(釜)～針尾(高畑)	送水	〃	150
		汐入～有福団地	配水	〃	250
佐世保市 (旧宇久町)	神浦簡易水道	飯良崎～寺島	送水	ポリエチレン管	75
諫早市 (旧多良見町)	多良見元釜伊木力地区 簡易水道	多良見町舟津～鹿島	送水	特殊ポリエチレン管	25
平戸市	平戸市上水道	箕坪～半元	導水	圧力用鋼管(STPG)	350
	度島簡易水道	須草～度島	送水	特殊ポリエチレン管	100
松浦市	青島簡易水道	星鹿町大石～青島	送水	特殊ポリエチレン管	100
	飛島簡易水道	今福町浜の脇～飛島	送水	〃	50
壱岐市	壱岐市水道事業	本島～大島	送水	補強ポリエチレン管	75
		長島～原島		〃	50
五島市 (旧福江市)	蕨簡易水道	蕨～蕨小島	配水	内外面被覆鋼管	80
五島市 (旧三井楽町)	三井楽地区簡易水道	浜窄～嵯峨島	配水	補強ポリエチレン管	75
五島市 (旧奈留町)	奈留地区簡易水道	口ノ夏井～前島	配水	WEET管	50
五島市 (旧玉之浦町)	玉之浦地区簡易水道	戸竹～井持浦	配水	特殊ポリエチレン管	150
西海市 (旧大島町)	大島町上水道	西海町中浦北郷～寺島	導水	特殊鋼管	200
小値賀町	小値賀簡易水道	前方～納島	配水	内外面粉体ライニング鋼管	100
新上五島町 (旧若松町)	若松島簡易水道	榊ノ浦郷～間伏郷	送水	ポリエチレン補強管	150
計	8市1町				

延長 (m)	完成年度	水源名	1日平均 送水量 (m ³)	現在 給水人口 (人)	備考
5,715	S40	萱瀬ダム	11,767	34,910	
915	S48	神浦ダムほか	—	—	H23.2に伊王島大橋内送水管へ切り替えの為、休止中。
1号 5,100 2号 5,179 1号 10 2号 11	S53	大川	202	454	H15年度にポリ管の一部をSUS管に取替補修
7,052	H14	牛牧川	305	224	
470	S52	北川水源	71	213	
70	S52				
2,600	S53	大野浄水場(菰田,川谷ダム)	118	555	
4,850	S53	〃	51	196	
942	S58	広田浄水場(下の原ダム)	651	2,699	
250	S58	〃	1,516	6,353	
700	S59	未申川 九田畑水源(深井戸)	2.8	11	
750	S53	山川内第1	1.9	8	
3,015	S54	箕坪ダム	2,463	10,587	
5,380	S55	上水道から分水	111	807	
2,215	S53	上水道から分水	45	269	
4,024	S57	今福簡水から分水	26	61	
1,182	H16	深井戸	110	391	
1,235					
761	H5	表流水	2	11	
5,400	H13	浜の畔 第3号井、第5号井	58	187	H24.4.1三井楽地区簡易水道事業となった。
460	H4	白這ダム	25	33	H21.4.20変更認可により奈留地区簡易水道事業となった。
400	S56	戸町切ダム、小川川	228	570	H21.4.20変更認可により玉之浦地区簡易水道事業となった。
1,300	S47	伊佐ノ浦川	—	—	予備導水管
860	H17	野崎ダム・深井戸	5	26	
400	S56	三年ヶ浦ダム	77	284	
61,246			17,836	58,849	

(12) 年度別国庫（県費）補助事業一覧表

区分 年度	水道水源開発等施設整備事業			簡易水道施設整備事業				
	箇所	補助対象 事業費	国庫補助金	箇所			補助対象 事業費	国庫補助金
				本土	離島	計		
元	5	1,149,490	556,968	18	19	37	3,489,461	1,538,397
2	6	724,561	340,665	24	19	43	3,929,541	1,697,615
3	7	1,093,113	499,677	19	18	37	4,847,840	2,114,668
4	8	1,624,468	710,512	28	25	53	5,715,988	2,502,573
5	8	2,393,314	1,141,563	26	20	46	7,252,032	3,093,722
6	11	1,482,760	693,366	25	21	46	6,424,715	2,660,723
7	8	1,190,040	524,536	30	21	51	8,022,505	3,288,328
8	9	1,343,870	597,423	25	21	46	6,358,243	2,653,143
9	11	1,573,943	695,915	24	21	45	7,197,862	3,143,872
10	16	3,288,691	1,434,932	36	25	61	11,241,398	4,800,921
11	13	2,842,909	1,122,767	25	23	48	6,653,107	2,896,989
12	12	912,199	335,471	19	21	40	5,141,099	2,212,723
13	8	1,168,797	386,010	17	22	39	5,687,341	2,416,141
14	11	2,099,779	698,645	16	14	30	3,601,682	1,578,310
15	10	1,433,483	490,554	16	15	31	4,842,390	2,129,261
16	7	1,382,951	471,918	19	20	39	5,086,646	2,249,733
17	7	2,295,085	781,738	15	14	29	3,830,808	1,649,424
18	7	1,152,119	397,422	17	11	28	3,699,853	1,539,374
19	6	727,600	253,927	14	6	20	2,887,730	1,196,905
20	7	1,084,466	396,135	11	7	18	2,660,289	1,081,200
21	6	713,870	280,327	12	9	21	3,355,346	1,216,282
22	7	571,517	176,595	15	13	28	4,525,521	1,714,571
23	3	1,129,505	371,987	11	11	22	3,798,935	1,477,751
24	2	1,877,138	625,712	13	12	25	5,805,803	2,184,486

※ 13、14年度は貸付金事業を含む。

(単位：千円)

県費補助金 増補改良を含む	水道水源（地下水）開発事業			備考
	箇所	補助対象 事業費	県費補助金	
—	11	70,744	簡水のみ 25,500	
—	11	65,345	” 24,462	
—	10	63,680	” 22,888	
—	10	86,891	” 24,663	
—	10	87,846	” 25,000	
—	10	103,671	” 25,000	
—	10	127,007	” 25,000	
—	10	101,828	” 25,000	
—	10	101,623	” 25,000	
—	10	95,608	” 24,746	
—	7	56,910	” 17,500	
—	8	76,326	” 20,000	
—	5	46,369	” 11,870	
—	3	23,377	” 6,627	
—	2	23,742	” 5,000	
—	3	28,709	” 7,500	
—	2	29,679	” 5,000	
—	2	12,214	” 4,928	
—			制度廃止	
—				
—				
—				
—				
—				

(13) 平成 24 年度国庫補助事業一覧

本土簡易水道施設整備事業

(単位：人、千円)

市町村名	地区名	補助率	計画 給水人口	工期	事業費	国庫補助 基本額	国庫 補助額	備考
長崎市	大山	4/10	256	H21-24	182,200	182,200	72,880	飛地区域
長崎市	春日・潮見	4/10	219	H21-24	106,530	106,530	42,612	飛地区域
南島原市	全域	4/10	586	H22-28	352,200	352,200	140,880	飛地区域
雲仙市	千々石岳	4/10	140	H24-28	72,500	72,500	29,000	飛地区域
島原市	有明	1/4	11,100	H21-25	761,671	761,671	190,417	統合簡水
雲仙市	愛野	1/3	6,080	H22-26	133,500	133,500	44,500	統合簡水
雲仙市	千々石	1/3	4,310	H24-28	204,075	204,075	68,025	統合簡水
長崎市	統合	1/3	13,946	H20-27	1,116,669	1,116,669	372,223	統合整備
南島原市	全域	1/3	46,000	H22-28	1,112,400	1,112,400	370,800	統合整備
雲仙市	国見南部	1/3	2,000	H20-24	24,270	24,270	9,708	基幹改良
平戸市	田平南部	1/3	2,200	H22-28	33,210	33,210	11,070	基幹改良
諫早市	高来深海小 江下	1/4	4,000	H23-24	65,670	65,670	16,417	基幹改良
諫早市	小野	1/4	2,620	H24	18,000	18,000	4,500	基幹改良
計	13件				4,182,895	4,182,895	1,373,032	

離島簡易水道施設整備事業

(単位：人、千円)

市町村名	地区名	補助率	計画 給水人口	工期	事業費	国庫補助 基本額	国庫 補助額	備考
対馬市	仁田	1/2	1,380	H22-26	268,500	268,500	134,250	統合簡水
五島市	奈留	1/2	2,730	H21-24	174,000	174,000	87,000	統合簡水
五島市	三井楽	1/2	2,760	H24-26	9,160	9,160	4,580	統合簡水
新上五島町	上五島南部	1/2	1,327	H22-24	168,600	168,600	84,300	統合簡水
新上五島町	奈良尾	1/2	2,423	H22-28	136,000	136,000	68,000	統合簡水
五島市	丸子	1/2	70	H24	24,400	24,400	12,200	統合整備
対馬市	久和	1/2	120	H24-25	116,000	116,000	58,000	基幹改良
壱岐市	石田	1/2	4,950	H20-25	142,606	142,606	71,303	基幹改良
壱岐市	湯本浦	1/2	4,400	H20-25	252,274	252,274	126,137	基幹改良
新上五島町	新魚目南部	1/2	3,700	H20-24	140,000	140,000	70,000	基幹改良
平戸市	的山大島	1/2	2,000	H22-25	91,368	91,368	45,684	基幹改良
対馬市	鶏知	1/2	4,350	H24-25	100,000	100,000	50,000	水量拡張
計	12件				1,622,908	1,622,908	811,454	

水道水源開発等施設整備事業

(単位：％、千円)

補助事業者名	地区(事業)名	工期	総事業費 (事業費)	水道 負担率	補助率	国庫補助 基本額	国庫 補助額	備考
佐世保市	石木ダム	S50-H28	28,500,000	35.0	1/3	15,820	5,273	
佐世保市	北部浄水場	H22-26	4,436,164	100.0	1/3	1,861,318	620,439	
計	2件					1,877,138	625,712	

(14) 国庫補助対象事業一覧表(平成22年度改正後)

① 簡易水道等施設整備

1. 補助対象事業		2. 認可及び経営		3. 採 択 要 件	
市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた水道未普及地域解消計画に基づく事業					
水 道	新設	簡易水道施設	法第6条の認可 (簡易水道事業)	ア 市町村が行う事業 イ 橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長が原則として10km以上離れた区域 ウ 計画給水人口が現在人口の2倍以上になる場合はその越える部分は補助対象外	
		飲料水供給施設	——	ア 市町村が行う事業 イ 橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長が原則として10km以上離れた区域 ウ 給水人口が10人以上100人以下とする。	
未	広域簡易水道 (新設のみ)		法第6条の認可 (上水道事業)	簡易水道の布設条件を備えたいくつかの地域を、 <u>原則として200m以上</u> の連絡管で連結し、5,001人以上の給水人口となる単一の水道施設を新設する事業	
普 及 地 域	飛 地 区 域	簡易水道施設	法第10条の認可 (簡易水道事業) (上水道事業)	簡易水道の布設条件を備えた地域で、次のア又はイの事業であって水道事業の給水区域(飲料水供給施設は現在給水されている区域)から原則として200m以上の連絡管で連結して行う水道施設の整備 ア 既存の水道事業の給水区域から原則として200m以上離れた地域に、既存の水道事業の経営による水道施設の整備を行う事業 イ その周辺で水源がないため、同一行政区域の水道事業から浄水を受ける事業	
		飲料水供給施設	——	飲料水供給施設の布設条件を備えた地域における同上の事業であって給水人口が10人以上100人以下とする。	
消 事 業	給水区域内無水源		——	既認可給水区域であって、水道が布設されていない地区(給水人口101人以上5,000人以下)に対し、現在給水されている区域から原則として200m以上の連絡管で連結して行う水道施設の整備事業	
業	区 域 拡 張	簡易水道施設	法第10条認可 (簡易水道事業)	給水人口10人以上の区域を拡張する事業 この事業を行うために必要な基幹改良事業(生活基盤近代化事業の対象)を含む。	
		飲料水供給施設	——	給水人口20%以上の区域を拡張する事業	

注1 下線部分は、地下水汚染等地域又は財政力指数0.30以下の市町村はこの限りでない。

注2 国庫補助対象事業に要する費用(全体工期に係る補助対象事業費)が1,000万円に満たない事業を除く(全事業共通)

1. 補助対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 要 件
簡易水道再編推進事業	統合簡易水道	法第6条、 第10条認可 (簡易水道事業) (上水道事業)	別記注4の簡易水道施設または飲料水供給施設であって下記のア、イ又はウのいずれかに該当する事業 ア 市町村策定の「統合簡易水道施設整備計画」に基づく、水道未普及地域解消事業(51人以上)及び生活基盤近代化事業の対象施設整備並びに基幹的施設の新設事業 イ 統合簡易水道施設の区域内で水源が枯渇し、水源確保が困難な場合、原則として200m以上の距離を有する他の水道事業から浄水を受けることが最も経済的、合理的であって厚生労働大臣が必要と認めたもの ウ 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業 *平成29年度以降は特定簡易水道等の統合にあつては連絡管整備事業のみ。
	簡易水道統合整備事業	法第6条、 第10条認可 (上水道事業)	別記注4の簡易水道施設または飲料水供給施設であって下記のアまたはイに該当する事業 ア 市町村策定の「簡易水道統合整備計画」に基づき、上水道と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備に必要な水道未普及地域解消事業(51人以上)及び生活基盤近代化事業の対象施設整備並びに基幹的施設の新設事業 イ 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業
生活基盤近代化事業	増補	法第10条認可 (簡易水道事業)	別記注4の簡易水道施設又は飲料水供給施設であって下記の①～⑤のいずれかに該当する事業 (①については特定経営状況事業に該当すること) なお、平成19年度以降に上水道に統合された簡易水道等は当該上水道事業の資本単価が全上水事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの増補改良事業費用が平均以上であること、また、他の水道施設から原則として200m以上離れていること(平成28年度までは簡易水道事業統合計画書による統合対象事業を除く)。 ① 竣工後10年以上経過した施設の増補改良で次のア又はイに該当する事業 ア 水源枯渇又は区域内人口の増加、若しくは生活改善等に伴う使用水量の増加により、当初の計画水量では需要に应付できなくなったものであること。 イ 渇水期間中の1人1日当たりの最大給水可能量が150ℓ以下であること。 ② 「水質基準に関する省令」による水質基準に適合しなくなるおそれが生じたことに伴う施設整備事業 ③ 鉛製管の更新を行う事業 ④ クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設・紫外線処理施設の整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業
	改良		

注3 統合簡易水道とは、既存の簡易水道の統合整備、又は既存の簡易水道と飲料水供給施設の有機的一体化と事業経営の一元化が図られた水道を言う。(統合整備するため、基幹的施設その他の施設の整備、統合と合わせ未給水区域への施設整備を含む)

注4 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設または特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設。ただし、平成28年度までは簡易水道事業統合計画が策定され、統合の対象とされているものは補助の対等となる。

1. 補助対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 要 件	
生活 基盤 近代化 事業	増補改良	簡易水道施設	⑤ 基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業で、次のいずれにも該当するもの ア 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業 イ 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（管路を除く）及びこれらの施設内に存在する基幹的な水道構造物であり、施設の運営に必要な施設 等 ⑥ 緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業であつて、地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業 ⑦ 原子力発電所等核燃料を取扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量の確認を行うための分析機器の整備事業	
		飲料水供給施設		——
	基幹改良	簡易水道施設		法第10条認可（簡易水道事業）（上水道事業）
		飲料水供給施設（離島のみ）		——
	水量拡張	簡易水道施設		法第10条認可（簡易水道事業）
		飲料水供給施設		——

注5 「特定簡易水道事業」及び「特定飲料水供給施設」とは、事業経営者が同一であつて次のいずれかの要件を有する他の水道事業が存在する簡易水道事業または飲料水供給施設。
 ア、会計が同一であるもの
 イ、水道施設が接続しているもの
 ウ、道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの。

注6 「特定経営状況事業」とは、給水原価が全簡易水道事業の平均の半分以上であつて、供給単価が全簡易水道事業の平均の半分以上かつ供給単価が給水原価の120%以下の簡易水道事業。
 （平成25年度適用価格）
 全国簡易水道事業の給水原価の平均 291.25円／ m^3
 全国簡易水道事業の供給単価の平均 160.20円／ m^3

① 簡易水道等施設整備

4. 補助対象施設

- 1 次に定める施設及び施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費
- (1) 井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設
 - (2) 導水管、送水管、その他導送水に必要な施設
 - (3) 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設
 - (4) 配水池、配水管その他配水に必要な施設
 - (5) 飲料水供給施設にあつては(1)～(4)のほか給水に必要な施設で屋外に新設する部分
ただし、次のものを除く。
ア 給水栓
イ 立上り管
 - (6) 放射線量の確認を行うための分析機器(シンチレーションサーベイメータ)
- 2 1には次に掲げる施設を含まない。
- (1) 事務所及び倉庫(工事施工のための仮事務所、仮倉庫を除く)
 - (2) 門、柵、塀、植樹、その他簡易水道の維持管理に必要な施設
 - (3) 給水装置
- 3 補助対象の計画1人最大給水量は、500ℓ(地方生活基盤整備水道事業は625ℓ)である。

5. 補助率

1 簡易水道施設

区 分		単位管延長	補助率
財政力指数	0.30を超える市町村	20m以上	4/10
		6m以上20m未満	1/3
		6m未満	1/4
	0.30以下の市町村	7m以上	4/10
		7m未満	1/3
渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業		1m以上	4/10
放射線量分析機器			1/4

2 飲料水供給施設

4/10

3 離島簡易水道事業(上記1、2に関係なく)

1/2

注7 財政力指数:地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除した数値で、当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値

注8 単位管延長の算出方法:今回布設管延長÷計画給水人口

①今回布設管延長は、補助事業で整備する管の延長

②計画給水人口は、

ア 区域拡張の場合は拡張区域の計画給水人口

イ 統合の場合は統合後の計画給水人口

ウ 無水源の場合は無水源地域の計画給水人口

③管路の基幹改良の場合は、導水管、送水管、配水管、全管路に区分し算出する。

② 上水道施設整備

1. 補助対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 基 準
水道水源開発施設	①水道水源開発施設	法第6条、 第10条の認可	ア 水道事業は、資本単価が90円/m ³ 以上であること。 イ 水道用水供給事業は、資本単価が70円/m ³ 以上であること。 ウ 湧水に対応するため、厚生労働大臣が認める海水淡水化施設の緊急整備事業で、水道事業で資本単価が35円/m ³ 以上、水道用水供給事業で資本単価が25円/m ³ 以上であること。
	②遠距離導水等施設		水路延長が7km以上で、水道水源開発施設整備費の国庫補助事業と一体のもの
水道広域化施設	③特定広域化施設	法第6条、 第10条の認可	ア 現在居住人口が原則として50万人以上で、給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること。 イ 広域的水道整備計画(水道法第5条の2)に基づく事業であること。 ウ 水道事業は、資本単価が140円/m ³ 以上であること。水道用水供給事業は、資本単価が100円/m ³ 以上であること。
	④一般広域化施設		ア 現在居住人口が原則として50万人以上で、給水量の増加を伴う新設又は増設事業であること。 イ 水道事業は、資本単価が140円/m ³ 以上であること。水道用水供給事業は、資本単価が100円/m ³ 以上であること。
	⑤広域化促進地域上水道施設		ア 広域的水道整備計画(水道法第5条の2)の区域内の水道事業で、特定広域化事業から水道用水の供給を受ける水道事業であること。 イ 計画給水人口又は計画給水量が20%以上増加する新設又は拡張事業であること。 ウ 資本単価が140円/m ³ 以上であること。
	⑥水道広域化促進		ア 給水人口が概ね10万人以下、かつ資本単価が90円/m ³ 以上の水道事業を統合の対象に含むこと。 イ 経年施設更新事業及び統合関連事業に係る水道施設の整備計画が定められていること。
高度浄水等施設	⑦高度浄水施設等	法第6条、 第10条の認可	ア 高度浄水施設の整備が特に必要であると認められる事業であること。 イ 水道事業は、資本単価が90円/m ³ 以上であること。水道用水供給事業は、資本単価が70円/m ³ 以上であること。
水道水源自動監視施設等	⑧水道水源自動監視施設	法第6条、 第10条の認可	水道水源自動監視施設の設備が必要であると認められる事業で、2以上の水道事業者等が連携して体系的・効率的かつ計画的に24時間連続して水道水源の監視を行う事業であること。
	⑨遠隔監視システム		簡易水道事業統合計画に基づき、簡易水道事業を統合することを契機に施設の管理水準を維持し、経費の縮減を通じた経営の効率化を図るために整備する事業であること。

4. 補助対象施設	5. 補 助 率	
ダム、堰、水路、海水淡水化施設(注1)又は密接な関連を有する施設	ア及びイに該当する事業	1/3
	但し、平成21年度以前に採択された事業であって、水道事業で資本単価が140円/m ³ 以上、水道用水供給事業で資本単価が100円/m ³ 以上の場合	1/2
	ウに該当する事業	1/2
取水施設、導水施設		
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設	1/3	
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設	1/4	
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設	1/3	
取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設	1/3	
高度浄水施設整備 (生物処理施設、オゾン処理施設、活性炭処理施設、ストリッピング処理施設等)	1/3	
水道原水水質改善	1/4	
代替水源施設整備	1/4	
但し、クリプトスポリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するための事業で、イの基準に満たない事業		
理化学的指標検査装置(濁度、電気伝導度、pH等)、生物指標検査装置(魚類等生物を利用)、サンプリング装置、ろ過装置、テレメータ、監視盤及びその他附帯機器	1/4	
計装用機器(流量計測、水位計測、水圧計測、水質計測等)、監視操作設備、制御設備、伝送設備及びその他附帯設備	1/4	

1. 補助対象事業		2. 認可及び経営	3. 採 択 基 準	
ライフライン機能強化等	⑩緊急時給水拠点確保等	法第6条、第10条の認可	(各施設共通の基準) ア 地震等対策地域における事業であること。 イ 資本単価が90円/㎡以上であること。但し、平成21年度以前に採択された事業は、70円/㎡以上であること。 なお、下記3、4、5、7のうち水道用水供給事業については、資本単価が70円/㎡以上であること。但し、平成21年度以前に採択された事業は、50円/㎡以上であること。	
			1 配 水 池	計画1日最大給水量の10時間分を越え、12時間までの容量の配水池を整備する事業であること。
			2 緊急時用連絡	緊急時において、広域圏域の間、近隣の水道事業者等の間若しくは同一の水道事業者内で水道水を相互融通できる施設を整備する事業であること。
			3 貯 留 施 設	送水又は配水の用に供する管路であって水の貯留機能を合わせ持つ施設の整備事業であること。
			4 緊急遮断弁	緊急時に配水池等の水道水の流失を防止するための緊急遮断弁の整備事業であること。
			5 大 容 量 送 水 管	緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ大容量の送水管を整備する事業であること。
			6 重要給水管施設配水管	基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管であって、耐震機能を有するものを整備する事業であること。
	7 基幹水道構造物の耐震化事業		特に耐震化が必要であると認められる配水池及び浄水場等の基幹水道構造物の補強・改築・更新事業	
	⑪水道管路耐震化等推進		1 老朽管更新	ア 地震等対策地域において地震対策として行う更新事業であること。 イ 水道事業で資本単価が90円/㎡以上、水道用水供給事業で資本単価が70円/㎡以上であること。
			2 管路近代化	直結給水を実施するため管路近代化計画に基づき施行される事業で、資本単価が140円/㎡以上であること。
			3 鉛 管 更 新	鉛管の更新事業で、資本単価が90円/㎡以上であること。
			4 基幹管路耐震化整備	災害復旧事業と併せて行う導水管、送水管、厚生労働大臣が必要と認める配水管の耐震化事業であること。

注1 海水淡水化施設整備の補助対象施設について

- ① 逆浸透膜方式施設
原水設備、調整設備(薬品注入設備を含む)、逆浸透設備、放流設備、電気・機械及び計装設備
- ② 電気透析方式施設
原水設備、調整設備(薬品注入設備を含む)、電気透析設備、放流設備、電気・機械及び計装設備

注2 地震等対策地域とは、

- ①大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は東南海・南海地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域
- ②地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域、又は、今後特にそのおそれがある地域
- ③過去に、有害物質の流出等により取水停止を行い、かつ、今後もそのおそれがある地域

4. 補助対象施設	5. 補 助 率
配水池及び配水池と密接な関連を有する送水管及び配水管、塩素注入設備、計装設備、仕切弁、緊急遮断弁、ポンプ等 導水管、送水管、配水管、ポンプ、計装機器等	
貯留施設及び貯留施設と密接な関連を有する貯水施設、配水管、送水管、給水管、給水栓、給水ポンプ	
緊急遮断弁及び緊急遮断弁と密接な関連を有する非常用電源設備、伸縮可壊管	1/3
送水管及び立杭施設	
重要給水施設に水道水を配水する配水管、ポンプ、計装機器並びにこれらと密接な関連を有する施設	
取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設等	
布設後20年以上経過した塩化ビニル管、 铸铁管、コンクリート管並びに、布設後30 年以上経過したダクタイル铸铁管である導 水管、送水管、配水管	1/3 但し、水道事業で資本単価が140円/m ³ 以上、水道用 水供給事業で資本単価が100円/m ³ 以上の場合 厚生労働大臣が認める老朽管の更新事業 1/2 1/4
石綿セメント管、布設後20年以上経過した塩 化ビニル管、铸铁管及び鋼管等の管路更新、 ポンプ、電気計装設備の設置又は更新等	1/3
鉛管である導水管、送水管、配水管	1/3
導水管、送水管、配水管	1/2

(15) 水質基準等一覧表

①水質基準（水道法第4条第2項に基づく項目（50項目））

水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号
 [一部改正 平成23年1月28日厚生労働省令第11号]）

番号	区分	分類	項目	基準値
1	健康に関する項目	微生物	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下
2			大腸菌	検出されないこと
3		金属	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下
4			水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下
5			セレン及びその化合物	0.01mg/l以下
6			鉛及びその化合物	0.01mg/l以下
7			ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下
8			六価クロム化合物	0.05mg/l以下
9		無機物	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下
10			硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下
11			フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下
12			ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下
13		有機化学物質	四塩化炭素	0.002mg/l以下
14			1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下
15			シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
16			ジクロロメタン	0.02mg/l以下
17			テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
18			トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
19			ベンゼン	0.01mg/l以下
20			消毒副生成物	塩素酸
21		クロロ酢酸		0.02mg/l以下
22		クロロホルム		0.06mg/l以下
23		ジクロロ酢酸		0.04mg/l以下
24		ジブromokロロメタン		0.1mg/l以下
25		臭素酸		0.01mg/l以下
26		総トリハロメタン(22, 24, 28, 29の総和)		0.1mg/l以下
27		トリクロロ酢酸		0.2mg/l以下
28		ブromोजクロロメタン		0.03mg/l以下
29		ブromホルム		0.09mg/l以下
30		ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	
31	金属	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	
32		アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	
33		鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	
34		銅及びその化合物	1.0mg/l以下	
35	味覚色	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	
36		マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	
37	味覚	塩化物イオン	200mg/l以下	
38		カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	
39		蒸発残留物	500mg/l以下	
40	発泡	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	
41		かび臭物質	ジオスミン	0.00001mg/l以下
42	発泡	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	
43		非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	
44	味覚	におい	フェノール類	0.005mg/l以下
45		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	
46	基礎的性状	pH値	5.8以上8.6以下	
47		味	異常でないこと	
48		臭気	異常でないこと	
49		色度	5度以下	
50		濁度	2度以下	

②水質管理目標設定項目

(平成23年1月28日健発0128第2号厚生労働省健康局長通知)

番号	項目	目標値
1	アンチモン及びその化合物	0.015mg/ℓ以下
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/ℓ以下 (暫定)
3	ニッケル及びその化合物	0.01mg/ℓ以下 (暫定)
4	亜硝酸態窒素	0.05mg/ℓ以下 (暫定)
5	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
6	(削除)	(削除)
7	(削除)	(削除)
8	トルエン	0.4mg/ℓ以下
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/ℓ以下
10	亜塩素酸	0.6mg/ℓ以下
11	(削除)	(削除)
12	二酸化塩素	0.6mg/ℓ以下
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/ℓ以下 (暫定)
14	抱水クロラール	0.02mg/ℓ以下 (暫定)
15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下
16	残留塩素	1mg/ℓ以下
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/ℓ以上、100mg/ℓ以下
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下
19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下
20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/ℓ以下
23	臭気強度 (TON)	3以下
24	蒸発残留物	30mg/ℓ以上、200mg/ℓ以下
25	濁度	1度以下
26	pH値	7.5程度
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下 (暫定)
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/ℓ以下

③農薬類（水質管理目標設定項目15の項）の対象農薬リスト

番号	検査項目	用途	目標値 (mg/ℓ)	番号	検査項目	用途	目標値 (mg/ℓ)
1	1、3-ジクロロプロベン（D-D）	殺虫剤	0.002	51	ジチオビル	除草剤	0.009
2	2、2-DPA（ダラボン）	除草剤	0.08	52	シハロホップチル	除草剤	0.006
3	2、4-D（2、4-P A）	除草剤	0.03	53	シマジン（C T A）	除草剤	0.003
4	E P N	殺虫剤	0.004	54	ジメタメトリン	除草剤	0.02
5	M C P A	除草剤	0.005	55	ジメトエート	殺虫剤	0.05
6	アシュラム	除草剤	0.2	56	シメトリン	除草剤	0.03
7	アセフェート	殺虫剤、殺菌剤	0.006	57	ジメビベレート	除草剤	0.003
8	アトラジン	除草剤	0.01	58	ダイアジノン	殺虫剤、殺菌剤	0.005
9	アニロホス	除草剤	0.003	59	ダイムロン	殺虫剤、殺菌剤 除草剤	0.8
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006	60	ダゾメット	殺菌剤	0.006
11	アラクロール	除草剤	0.03	61	チアジニル	殺虫剤、殺菌剤	—
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.008	62	チウラム	殺虫剤、殺菌剤	0.02
13	イソフェンホス	殺菌剤	0.001	63	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
14	イソプロカルブ（M I P C）	殺虫剤	0.01	64	チオファネートメチル	殺虫剤、殺菌剤	0.3
15	イソプロチオラン（I P T）	殺虫剤、殺菌剤 植物成長調整剤	0.3	65	チオベンカルブ	除草剤	0.02
16	イプロベンホス（I B P）	殺菌剤	0.09	66	テルブカルブ（M B P M C）	除草剤	0.02
17	イミノクタジン	殺虫剤、殺菌剤	0.006	67	トリクロビル	除草剤	0.006
18	インダノファン	除草剤	0.009	68	トリクロルホン（D E P）	殺虫剤	0.03
19	エスプロカルブ	除草剤	0.03	69	トリシクラゾール	殺虫剤、殺菌剤 植物成長調整剤	0.08
20	エディフェンホス（エジフェンホス、E D D P）	殺菌剤	0.006	70	トリフルラリン	除草剤	0.06
21	エトフェンプロックス	殺虫剤、殺菌剤	0.08	71	ナプロバミド	除草剤	0.03
22	エトリジアゾール（エクロメゾール）	殺菌剤	0.004	72	パラコート	除草剤	0.005
23	エンドスルファン（ベンゾエピン）	殺虫剤	0.01	73	ピベロホス	除草剤	0.0009
24	オキサジクロメホン	除草剤	—	74	ピラクロニル	除草剤	—
25	オキシシン銅（有機銅）	殺虫剤、殺菌剤	0.04	75	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004
26	オリサストロビン	殺虫剤、殺菌剤	—	76	ピラゾリネート（ピラゾレート）	除草剤	0.02
27	カズサホス	殺虫剤	—	77	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002
28	カフェンストール	殺虫剤、除草剤	0.008	78	ピリプチカルブ	除草剤	0.02
29	カルタップ	殺虫剤、殺菌剤 除草剤	0.3	79	ピロキロン	殺虫剤、殺菌剤	0.04
30	カルバリル（N A C）	殺虫剤	0.05	80	フィプロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005
31	カルプロバミド	殺虫剤、殺菌剤	0.04	81	フェニトロチオン（M E P）	殺虫剤、殺菌剤 植物成長調整剤	0.003
32	カルボフラン	代謝物	0.005	82	フェノブカルブ（B P M C）	殺虫剤、殺菌剤	0.03
33	キノクラミン（A C N）	除草剤	0.005	83	フェリムゾン	殺虫剤、殺菌剤	0.05
34	キャプタン	殺菌剤	0.3	84	フェンチオン（M P P）	殺虫剤	0.006
35	クミルロン	除草剤	0.03	85	フェントエート（P A P）	殺虫剤、殺菌剤	0.007
36	グリホサート	除草剤	2	86	フェントラザミド	除草剤	—
37	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	—	87	フサライド	殺虫剤、殺菌剤	0.1
38	クロメプロップ	除草剤	0.02	88	ブタクロール	除草剤	0.03
39	クロルニトロフェン（C N P）	除草剤	0.0001	89	ブタミホス	除草剤	0.02
40	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	90	プロロフェジン	殺虫剤、殺菌剤	0.02
41	クロロタロニル（T P N）	殺虫剤、殺菌剤	0.05	91	フルアジナム	殺菌剤	0.03
42	シアナジン	除草剤	0.004	92	プレチラクロール	除草剤	0.05
43	シアノホス（C Y A P）	殺虫剤	0.003	93	プロシミドン	殺菌剤	0.09
44	ジウロン（D C M U）	除草剤	0.02	94	プロチオホス	殺虫剤	0.004
45	ジクロベニル（D B N）	除草剤	0.01	95	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05
46	ジクローボス（D D V P）	殺虫剤	0.008	96	プロピザミド	除草剤	0.05
47	ジクワット	除草剤	0.005	97	プロベナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0.05
48	ジスルホトン（エチルチオメトン）	殺虫剤	0.004	98	プロモブチド	殺虫剤、除草剤	0.1
49	ジチアノン	殺菌剤	0.03	99	ベノミル	殺菌剤	0.02
50	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤、殺菌剤	—	100	ペンシクロン	殺虫剤、殺菌剤	0.1

④要検討項目

(平成16年1月22日健水発第0122002号厚生労働省健康局水道課長通知)

番号	項目	目標値(mg/l)
1	銀	-
2	バリウム	0.7
3	ビスマス	-
4	モリブデン	0.07
5	アクリルアミド	0.0005
6	アクリル酸	-
7	17- β -エストラジオール	0.00008 (暫定値)
8	エチニル-エストラジオール	0.00002 (暫定値)
9	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5
10	エピクロロヒドリン	0.0004 (暫定値)
11	塩化ビニル	0.002
12	酢酸ビニル	-
13	2,4-ジアミノトルエン	-
14	2,6-ジアミノトルエン	-
15	N,N-ジメチルアニリン	-
16	スチレン	0.02
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/l (暫定値)
18	トリエチレンテトラミン	-
19	ノニルフェノール	0.3 (暫定値)
20	ビスフェノールA	0.1 (暫定値)
21	ヒドラジン	-
22	1,2-ブタジエン	-
23	1,3-ブタジエン	-
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.2 (暫定値)
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5 (暫定値)
26	ミクロキスチン-LR	0.0008 (暫定値)
27	有機すず化合物	0.0006 (暫定値) (TBTO)
28	ブロモクロロ酢酸	-
29	ブロモジクロロ酢酸	-
30	ジブロモクロロ酢酸	-
31	ブロモ酢酸	-
32	ジブロモ酢酸	-
33	トリブロモ酢酸	-
34	トリクロロアセトニトリル	-
35	ブロモクロロアセトニトリル	-
36	ジブロモアセトニトリル	0.06
37	アセトアルデヒド	-
38	MX	0.001
39	(削除)	(削除)
40	キシレン	0.4
41	過塩素酸	0.025
42	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	-
43	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	-
44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001
45	アニリン	0.02
46	キノリン	0.0001
47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02
48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2